

平成 26 年 2 月 24 日（月）

於・霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館 阿蘇の間・朝日の間

産業構造審議会 第 5 回知的財産分科会
議 事 録

特 許 庁

1. 日時・場所

日時：平成 26 年 2 月 24 日(月) 15 時—16 時 15 分

場所：霞が関ビル 35 階 東海大学校友会館 阿蘇の間・朝日の間

2. 出席委員

野間口分科会長、青山委員、大淵委員、沖野委員、片山委員、君嶋委員、
末永委員、高山委員、竹中委員、中鉢委員、土肥委員、長岡委員、永野委員、
野坂委員、林委員、古谷委員、間塚委員、宮川委員、宮島委員

3. 議題

開会

資料説明

- (1) 意匠制度小委員会報告書及び弁理士制度小委員会報告書について
- (2) 公募意見を踏まえた知的財産分科会「とりまとめ」(案)について
- (3) 職務発明制度に関するアンケート結果について

討議

閉会

1. 開 会

○野間口分科会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会第5回知的財産分科会を開催いたします。大変御多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、お手許の議事次第にありますように、議題が3項目ございます。いつもと違いまして15時から16時15分という予定で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、各小委員会からの報告があります。次に、前回より議論している「とりまとめ」(案)についてまとめたいと思います。そして最後は、職務発明制度に関するアンケート結果の報告をさせていただくことになっております。

それでは、次に、委員の出欠状況及び定足数、配付資料、本分科会の公開及び議事録の取扱いに関しまして、事務局より確認させていただきます。

○堂ノ上総務課長 その前に、本日はカメラ撮影が入っていただいておりますが、恐れ入りますがカメラの撮影はここまでということで、よろしくお願いいたします。

それでは御説明させていただきます。総務課長の堂ノ上でございます。いつもありがとうございます。

まず委員の御出欠について報告させていただきます。

本日は、小林委員、中村委員、宮城委員、安田委員、山本委員におかれましては、御都合により御欠席でございます。また、所用のため、野坂委員、宮島委員におかれましては遅れての御出席と伺っております。この結果、議決権を有する24名の委員のうち、過半数を満たします19名の御出席をいただいておりますので、産業構造審議会令第9条に基づき、本日の分科会は成立となりますことを御報告させていただきます。

次に配付資料でございますが、お手許に資料をお配りしております。落丁等がございましたら、恐れ入りますが挙手でお知らせください。

まず資料1、意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」。資料2、弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」。資料3、弁理士制度の見直しの全体像。資料4、知的財産分科会「とりま

とめ」(案)。資料5、知的財産分科会「とりまとめ」(案)に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方。資料6、「アンケート調査」結果のポイント。それから、参考資料でございますが、知的財産分科会「とりまとめ」(案) 参考資料。参考資料2、日本経済団体連合会提出資料「職務発明の法人帰属化に向けた声明」。参考資料3、日本製薬工業協会提出資料「職務発明制度改正に関する要望書」、参考資料4、日本弁理士会提出資料「意見書ー職務発明制度の改正に関して」。加えまして、席上配付資料として「平成26年度知的財産関係予算案等のポイント」を配付させていただいております。

なお、お手許に、本日発刊いたしました「知的財産権活用企業事例集2014」をお配りしております。本事例集は、知的財産を武器に活躍しておられます中小企業139社の取り組みを紹介しております。本事例集の206ページには、本分科会の中村委員の三鷹光器株式会社様も掲載させていただいております。お時間のあるときには是非御覧いただければと存じます。

続きまして、本分科会の公開ですが、前回と同様、一般の方々の傍聴を認めることとし、特段の事情がある場合を除き、議事録と配付資料を特許庁のホームページにおいて公開したいと存じます。

また、議事録に関しましては、委員の皆様方に後日内容を御確認いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

2. 資料説明

(1) 意匠制度小委員会報告書及び弁理士制度小委員会報告書について

○野間口分科会長 それでは議題に入らせていただきます。資料について事務局から説明をお願いします。

まず、意匠制度小委員会についてお願いします。

○山田制度審議室長 審議室長の山田でございます。資料1の意匠制度小委員会の報告をさせていただきます。

意匠制度小委員会では、大淵委員長の下で平成23年12月から11回審議を行い、今回の報告書を取りまとめております。

内容は2点ございまして、まず1点目は、2ページにございますが、Ⅰ．ハーグ協定ジュネーブ改正協定・ロカルノ協定加入に向けた対応でございます。ハーグ協定ジュネーブ改正協定は、各国別に発生する意匠の出願手続を一元化する条約であって、一つの出願手続で複数の国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができるものでございます。ロカルノ協定は、意匠の国際分類を定める条約でございます。

こちら、4ページの2.にございますように、私ども、ハーグ協定ジュネーブ改正協定及びロカルノ協定への加入に向けて、我が国の意匠法及び関係法令との整合性について検討項目を整理いたしました。

幾つか代表的な論点を申し述べますと、まず、このページの(1)複数意匠一括出願についてでございます。ユーザーの手続負担軽減のために、我が国では国際出願について複数意匠一括出願、すなわち国際出願に複数の意匠を含めることを受け入れ、そのメリットを享受できることといたしました。

少し飛びますが、13ページの(10)をご覧くださいければと思います。国際出願の手数料の納付形式でございます。国際出願の個別指定手数料、すなわち我が国における出願料及び登録料に相当する手数料の納付形式は、国際出願時に一括で納付する一括納付の方法を採用することにいたしました。

それから、14ページの(12)特許庁を通じた国際出願の受付について。ユーザーの利便性向上のために、我が国は国際事務局の直接出願に加えまして特許庁を通じた国際出願を受け付けることといたしました。この報告書からは離れますが、こうした論点を整理いたしまして、ハーグ協定ジュネーブ改正協定加入のための国内担保法を含む関係法改正案を今次通常国会に提出すべく、準備中でございます。

報告書の2点目は18ページからでございます。Ⅱ．画像デザインの保護拡充についてでございます。現行の意匠法では、パソコンに表示される操作画像や、追加的にインストールされるプログラムによって表示される操作画像は保護対象に含まないとされておりますが、近年の技術の進展に伴って、操作画像のデザインが製品の付加価値として重要な位置を占めつつあることを受け、画像デザインの保護制度の在り方の検討を行ってまいりました。

こちら、22ページ以降にございますように、諸課題を踏まえた制度案をA案からC案まで複数検討いたしました。検討した結果でございますが、29ページの(2)小括というところにございますように、いずれの制度案にもメリットとデメリットの両面があるところ、

権利の実効性を担保しつつクリアランス負担の軽減に最大限配慮した、バランスの取れた制度を構築していくためには、法制的な枠組みのみならず、クリアランスツールの提供を含む、意匠制度を支える運用面のインフラ整備も合わせて、実現される画像デザイン保護制度全体の青写真を描きつつ検討を進めなければならないということでございます。

今後の検討の在り方につきましては、31 ページの(4)以降で書いてございます。下から4行目ですが、クリアランス負担をできるだけ軽減するとの観点に立って、まずはイメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に直ちに着手し、平成27年度中のサービス導入を目指す。ユーザーからの評価を踏まえ随時改善を図るということでございます。

32 ページにまいります。これを前提としつつ、意匠法第2条2項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、画像デザインの登録要件について、意匠審査基準ワーキンググループで具体的に検討を行うということでございます。

このワーキンググループでの検討結果については、意匠審査基準ワーキンググループから意匠制度小委員会に報告するとともに、小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせて、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダー等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行います。

そして、以上の対応状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、制度の在り方を引き続き小委員会において検討するということでございます。

報告は以上でございます。

○室井弁理士室長 続きまして弁理士制度小委員会における検討を御報告いたします。弁理士室長の室井でございます。

昨年の8月から、相澤小委員長のもと、野間口分科会長にも御出席いただきまして、計6回の小委員会を開催し、本日配付しております報告書、資料2をとりまとめてございます。報告書の内容につきましては、時間も限られておりますので、報告書の次に添付しております資料3、A4横の「弁理士制度の見直しの全体像」で御説明をさせていただきます。

まず上の四角囲いの中、検討の背景でございますが、前回の弁理士法改正（平成 19 年）における附則、5 年後の検討規定、衆・参両院での附帯決議、昨年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」等を踏まえまして、産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会において、昨年の 8 月から検討を行ってまいりました。この検討に基づき、世界最高の「知的財産立国」の実現に向け、必要な人的基盤を整備すべく、以下の措置について準備を進めることとしております。

具体的な措置といたしましては、以下の三つの柱、それから法律事項、省令事項、予算事項、運用事項に整理してとりまとめてございます。

まず左の一つ目の柱で、イノベーションを支えるための業務基盤等の整備でございます。弁理士による自主的な取組みの強化では、知的財産立国の実現に貢献する弁理士への期待を明確化すべく、弁理士の使命の明確化、それから日本弁理士会において自律的な規律が発揮されることを前提として、経済産業大臣による役員解任権の廃止が適切としています。また、あわせて日本弁理士会において苦情対応や会員処分などについて、ガバナンスを強化するなどの使命の具体化に取り組むことも必要不可欠としております。

次にその下、秘匿特権に関する取組みの推進では、秘匿特権の問題は他国の訴訟制度の問題であり、条約などの国際的な取組みが有効なことから、W I P O や、B + における国際交渉の取組みを推進していくこと、また、日本弁理士会による業務ガイドラインの策定・周知を検討することが適切としております。

続きまして二つ目の柱でございますが、裾野を広げるためのきめ細かなサービスの提供でございます。中小・ベンチャー企業等の知的財産の権利化を幅広く支援するため、発明発掘等に関する相談業務の明確化や、水際手続・ADR 手続の相談業務の明確化、また、弁護士を初めとした他士業との連携の強化など、知的財産相談に係るワンストップサービスの環境を整えることが適切としております。また、意匠制度小委員会の報告にありましたように、ハーグ協定加入に伴う意匠法の改正に係る業務の追加がございます。

その下、弁理士に対するアクセスの改善では、47 都道府県に設置しております知的財産総合支援窓口におけるより一層の弁理士の活用、日本弁理士会による弁理士選択に資する情報の充実、無料相談会、出願支援事業等の拡充を図ることが適切としています。

右の三つ目の柱でございます。グローバルな強さに貢献するための資質の向上の弁理士試験の充実では、経済のグローバル化を受け、より一層の条約に関する知識が求められることから、条約を含めた基礎的な能力の担保として短答式筆記試験の科目別合格基準の導

入や、論文式筆記試験の出題内容等の充実を図ることが適切としています。

それから、その下、実践的な研修を含めた研修の多様化では、グローバル化への対応として、実践的な研修の充実など、義務研修の内容を充実させることが適切としています。また、これらとあわせまして、弁理士の海外派遣の推進、外国弁理士団体と連携した研修の拡充など、日本弁理士会による自主的な取組みを充実・強化することが期待されるとしています。

それから、一番下に記載している特許事務所の在り方ですが、さまざまな問題に対応できる都心の総合病院型事務所と、地域の小規模なかかりつけ医型事務所といったところが連携してネットワークを構築することが重要としております。左側の総合病院型事務所の実現においては、事務所内の情報管理ルールを明確化した上で、特許業務法人に所属していた弁理士の異動について、利益相反規定が過度の制約とならないよう緩和することが適切としております。また、かかりつけ医型事務所の実現におきましては、継続的に事業を行える基盤を整備するため、BCP、事業継続計画の策定や、事業承継ルールの明確化、複数の弁理士等とのネットワークの構築が重要とされています。また、あわせまして、日本弁理士会によるルールの策定支援等の取組みも重要とされております。

これらの報告の内容を踏まえまして、弁理士法の改正を実現すべく、改正法案の準備を進めているところでございます。

報告は以上でございます。

２．資料説明

（２）公募意見を踏まえた知的財産分科会「とりまとめ」（案）について

○前田企画調査課長 それでは、続きまして知的財産分科会「とりまとめ」（案）につきまして御説明申し上げます。１月より企画調査課長を拝命しております前田でございます。よろしくお願いいたします。

お手許の資料でございますが、右肩に資料４と書かれたものが２種類ございます。黒い字だけのものがパブコメを踏まえた修正版で、その下の赤字が混ざったものが修正点の見え消し版となっております。これまで４回にわたり、分科会におきまして種々御議論いただいてまいりました。前回の分科会におきまして、「とりまとめ」（案）を委員の皆様方に御了承いただきまして、その後、一月間、パブリックコメントにかけさせていただきました。

た。資料5を御覧いただければと存じますが、19の団体、企業、個人の方から、計118件の御意見を賜りました。その御意見を踏まえ、事務局で「とりまとめ」(案)につきまして一部修正をかけさせていただいたものが資料4という位置づけになっております。

それから、参考としてですが、これまでの分科会の御議論や、その背景、前提をまとめたものとして参考資料1をつけております。適宜ご覧いただければと存じます。

それでは、修正点を中心に御説明申し上げたいと思います。見え消し版、赤字の入ったものをご覧いただければと存じます。

まず1ページ目でございます。赤字の部分ですが、中ほど、知財戦略には、特許だけでなく意匠・商標も含まれていることを明確化する意味で、注釈的な記載を括弧書きとして加筆しております。

2章、4ページの上段でございます。中小企業・地域への支援強化の欄でございますが、地方における審査手続のサポートとしてテレビ面接を例示的に加筆させていただいております。

それから、5ページ目でございます。下の欄に2か所ございますが、記載の明確化をさせていただきます。

6ページ目、上欄でございます。「世界最速・最高品質」の知財システムの欄でございますが、審査の実務に関して、特許審査の品質を測るための総合的な指標を来年度中に定めること、これを用いて品質管理を強化すること、あわせて、品質管理の実施状況、体制を客観的に評価する会議体を、実務者や学識経験者等の参画を得て、来年度中に設置することを、最高品質を目指すという観点から、より具体的に加筆させていただいております。

それから、6ページ下欄から7ページ上欄にかけて、でございます。ここの部分、特許電子図書館(IPDL)に関してでございますが、いただいた御意見の中で一番多かったのがこの部分でございます。機能強化の要望が非常に多く出されてまいりました。他方、官民の役割分担についても留意すべきとの意見もございました。これらを踏まえ、官民の役割分担に留意する点を明記させていただくとともに、基本的な情報を、標準的な機能とともに広く、オープンに提供するということを特許庁の基本とさせていただきながら、情報提供の迅速化や、ユーザーインターフェースの改善、外国庁や研究機関との協力についても記載させていただいております。これが6ページ下欄から7ページ上欄にかけての記載でございます。

7ページの中段でございますが、右に「統計情報」とだけ記載させていただいております。

す。これは各国制度情報の収集・提供に関して、でございますが、新興国の統計情報についての要望もございましたので、加筆させていただいております。

8 ページ中ほど、料金制度に関して、でございます。料金制度の変更による全体の出願行動への影響についても考慮すべきとの御意見がございましたので、その旨、加筆させていただきます。

続いて9 ページ上欄、研究開発プロジェクト等への支援でございます。公的資金が投入された研究開発プロジェクトにつきまして、知的財産プロデューサーの派遣による支援を行い、研究成果の適切な保護と事業化を促進する旨、加筆させていただいております。

それから、その下の欄、利用しやすい知的財産を目指した法制度の見直し関係でございますが、この部分は法改正関連でございます。今後、今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める旨、明確化させていただいております。

それから、前回の分科会以降に意匠制度小委員会の報告書及び弁理士制度小委員会の報告書がとりまとめられましたので、その旨、記載を修正させていただいております。

続きまして11 ページでございます。画像デザインの保護拡充について記載を拡充させていただきます。これも、前回は意匠制度小委員会の報告書がとりまとめられておりませんでしたが、今般とりまとめられましたので、今後の対応・検討につきまして小委員会の報告書の記載をそのまま加筆してございます。

先ほど制度審議室長から御説明がございましたが、具体的には、一つ目のポツといたしまして、イメージマッチング技術を利用した登録意匠の検索システムの準備に着手し、サービス導入を目指す点、二つ目のポツといたしまして、「機能」に係る審査基準の改訂等についてワーキンググループで検討を行う点、三つ目のポツといたしまして、意匠制度小委で更なる検討を行う点等について加筆させていただいております。

11 ページ下欄、特許法条約（PLT）につきまして、早期の加入を実現すべく、今後、特許制度小委員会で検討を開始する旨、加筆させていただいております。

11 ページ下欄でございます。冒頭ございましたが、意匠等を含むということで記載ぶりを修正させていただいております。

12 ページ上欄の意匠権や、「等」という記載についても同様でございます。下の欄の「意匠及び商標など知財」というのも同様でございます。

13 ページ目でございます。これは記載の明確化のための修正ということで、一部、記載を削除させていただいております。

最後、14 ページでございます。諸外国への対応関係ということで、記載を明確化させていただいております。更に先進国とも連携する旨、加筆させていただきました。

以上がパブコメを踏まえました修正点になります。

2. 資料説明

(3) 職務発明制度に関するアンケート結果について

○前田企画調査課長 続きまして資料6をご覧くださいければと存じます。職務発明に関するアンケート調査結果について御報告、御説明を申し上げたいと存じます。

お手許の資料6でございますが、縦長のワード資料と横長のパワーポイントの資料がございます。両方並べながらご覧いただければと存じます。私からは特にパワポ資料について御説明を申し上げたいと存じます。

1 ページ目でございますが、職務発明制度の概要・経緯について簡単にまとめさせていただいております。皆様御案内のとおりかと存じますので、ポイントのみ簡単に御説明させていただきますたいと存じます。

まず、「職務発明制度の概要と経緯」とございます。二つ目のポツに職務発明制度の柱について記載させていただいております。これについては、2点あると考えております。一つ目は、特許を受ける権利は本来的に発明者に帰属するという、いわゆる「発明者帰属」ということ、二つ目といたしまして、発明者は、特許を受ける権利を企業に譲渡しているため、その対価を請求できるという「対価請求権」を有するという点を記載しております。

それから、三つ目のポツでございますが、平成16年法改正のポイントをまとめております。①といたしまして、当事者間の対価の額の決定プロセスを法律上明確に位置づけるとともに、②といたしまして、当該プロセスが不合理である場合の対価の額の算定における考慮要素を明確に規定したという点を記載しております。

この法改正をしているわけでございますが、昨年6月、企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減するという観点から、職務発明の法人帰属化や使用者と従業員との契約に委ねるなど制度を見直し、来年、既に今年でございますが、年央までに論点を整理し、結論を得ると閣議決定されている次第でございます。

これを受けまして特許庁では、まずは実態を把握・整理しようではないかということで、我が国企業・研究者、総計17,000を超える主体を対象にアンケート調査を実施させていた

だいております。具体的には下欄の表に記載しておりますが、研究者 15,000 名強、企業 2,500 社程度に配付させていただきまして、回収率を記載しておりますが、それぞれ 23.2%、43.7%と、比較的高い回収をさせていただいたと思っております。

種々設問はございましたが、ポイントになります質問・回答についてまとめましたのが、めくっていただきました棒グラフ等になります。左の欄が企業向けアンケート調査結果になっております。右の欄が研究者向けアンケート調査結果でございます。

まず職務発明規定の整備状況等について、企業側のアンケート結果を申し上げたいと思います。左の欄の(1)でございます。職務発明に関する取決めがあるとする回答は、大企業では 99.1%、中小企業では 75.7%に及んでおりました。更に、「ある」と回答した企業のうち、「従業者から使用者への権利の移し方」を定めていると回答した企業は、大企業では 91.2%、中小企業では 88.5%に達しておりました。他方、職務発明に関する取決めがないと回答した企業のうち、実は 90.5%が中小企業でございました。しかしながら、「ない」と回答した企業のうち、「慣行として従業者から使用者へ権利を移している」とする企業は、大企業では 80%、中小企業では 58.4%に達しているという結果が得られました。この結果からいたしますと、大多数は法人に権利が移っている実態が見てとれるのではないかと思います。

続きまして、発明へのインセンティブ関係です。先に右欄、研究者がどうなっているかということについて御説明申し上げたいと思います。右の研究者向けアンケート調査結果を御覧いただければと思いますが、設問を大きく三つに分けて書いております。一つ目、研究開発を行う上で重要と思うこと。二つ目、組織が優れた発明を生み出すために重要と思うこと。それから三つ目、組織に勤務する上で重要と思うこと、この3点でまとめさせていただきます。

まず(1) 研究開発を行う上で重要と思う点でございます。この結果を御覧いただければと思いますが、日本企業の研究者が上の欄、海外企業の研究者が下の欄と、棒グラフを並べてございますが、おおむね一緒の傾向かと思っております。金銭的な処遇の良さや、職務発明に対する金銭的な報奨（発明報奨金）の多さ、昇進・昇格など地位の向上よりも、研究者は実は現実的な問題を解決したいと思う願望や、知的好奇心を満たす仕事に従事することによる満足感や、所属組織の業績の向上、プロジェクトチームの成果への貢献が上位を占める結果となっておりました。職務発明に対する非金銭的な報奨でございますが、賞状や楯の授与による表彰については、肯定的意見よりも否定的意見のほうが多いござい

ました。

海外企業の研究者と日本企業の研究者ですが、おおむね傾向は似ておりますが、金銭的な処遇の良さ、職務発明に対する金銭的な報奨の多さを海外企業の研究者はより重視する傾向があるのかなと思います。

続いて(2) 組織が優れた発明を生み出すために重要と思うことでございますが、研究者・技術者個人の能力の高さ、研究開発組織のチームワークの良さが上位を占める結果となっております。その次に研究予算の充実や研究設備の充実が続いております。更にその後ですが、金銭的な処遇（給与、年収）や、職務発明に対する金銭的な報奨の多さが続いております。

続いて三つ目、組織に勤務し続ける上で重要と思うことでございます。日本企業の研究者、海外企業の研究者、いずれにおきましても、まずは良好な人間関係とともに金銭的な処遇の良さが上位を占めております。その後に職場における雇用の安定性や、研究予算の充実、研究設備の充実、評価の透明性が続いております。職務発明に対する金銭的な報奨（発明報奨金）の多さは、これらの後に続くものとして、社風や社会的な評価の高さとはほぼ同程度となっております。

これが研究者向けアンケートの調査結果でございますが、これに対して企業が発明に対するインセンティブをどう考えているかについて御説明したいと思います。左の(2)になります。これを見ますと、企業は報奨金、研究設備の充実よりも、研究者としての評価を行うこと（社長表彰、フェローシップ等）や、研究者の社内における地位・処遇の向上、研究者自身の実現への挑戦や真理の追究への意欲、会社の業績アップの順で重視する傾向がございます。先ほど御説明申し上げました発明者の認識とは少し差があるように見えます。

他方、報奨金の支払いが研究者のインセンティブを向上させているか否かについて聞いてみますと、肯定的意見が過半数を占める結果となっております。職務発明を行った従業員に対する金銭以外の報奨でございますが、実施している企業では「賞状や楯の授与による表彰等」「賞与への反映」「昇進、昇格など地位の向上」が順に挙げられておりました。他方、報奨が重要としつつも、そもそも「実施していない」と回答する企業も 59.1%に及んでおります。

最後に左下欄、企業が職務発明に関する運用についてどのように考えているかについて御説明申し上げます。(3) 職務発明に関する運用の欄でございます。まず職務発明全般に関してですが、運用について「問題がある」との回答は、大企業では 69.3%、中小企業で

は42.6%に上っております。問題があるとする具体的な中身についても問うておりますが、報奨金の額の査定のための作業負担が過大である、職務発明に関する取決めの策定・改訂における協議の担当者の作業負担が過大、更に発明者と発明者以外との不公平感の順に問題があるという回答を得ております。どちらかと申しますと作業負担が過大である、それが問題であるとする回答が多いのかなと考えております。以上がアンケート調査結果のポイントでございます。

また、参考といたしまして、参考資料2、3、4に外部からの職務発明に関するこれまでの要望をつけてございます。これについても御覧いただければと存じます。

以上でございます。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

3. 討 議

○野間口分科会長 それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思います。御発言の際にはお手許の名札を立てていただければと思います。

最初に申し上げましたとおり、16時15分までの予定でございますので、今回は全員の皆さんに御発言いただけないかもしれませんが、その点は御了承願いたいと思います。

それでは、どなたからでも結構でございます。

では青山委員。

○青山委員 今回、「とりまとめ」(案)、とてもよくできていて、座長及び事務局の方に対して敬意を表したいと思います。大方、こういう「とりまとめ」(案)というのは総花的になりやすいのですが、前半でそういう状況がありますが、喫緊の課題という形できちんと課題を明記していて、早急にやらなければならないこと等、メリハリがつけられているのではないかなという感想を持ちました。

ただ、その中でも、今回アンケートをとって、いろいろな御意見がありましたので、この政策を実現するために、現場の声を真摯に受けとめて、それらの方たちとのコミュニケーションといいますか、そういうものを図って具体的な政策実現に向けて頑張っていただければありがたいと思います。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

ちょうど一区切りの、まとめ上げる会でございますので、皆様方の忌憚のない御意見を

賜りたいと思います。

中鉢委員、どうでしょうか。

○中鉢委員 1点だけ、とりまとめの中で画像デザインの保護拡充に関してであります、今回、登録意匠の検索システムの導入を2015年度中に目指すと明確にしている点は、大変結構なことだと思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

一方、今後の取組みについてでございますが、ハーグ協定加盟によって意匠についても国際出願制度がいよいよ導入されるという状況の中で、画像デザインの意匠保護の中で、今日の報告では制度の在り方について小委員会でも更に検討すると、いささか慎重に過ぎるのではないかという印象を受けます。むしろインフラが完全に整備されるまで待つのではなくて、制度運用面で改善できることがあれば速やかに着手して、欧米など諸外国に制度面で劣後しないよう、政府として対応を加速していただきたいと思います。以上でございます。

○野間口分科会長 どうもありがとうございます。

野坂委員。

○野坂委員 私は職務発明制度に関するアンケート調査について発言したいと思います。

今回の調査、ホットな話題について、対象の企業も多いですし、大変重要なアンケートがまとまったと評価しております。その上で、2枚目の(3)職務発明に関する運用についての回答、大企業で7割、中小企業で4割の方が問題ありと回答しております。この数字は大変重いと思います。

その理由について先ほど事務局から説明がありましたが、作業負担が過大ということは、報奨金の額の算定が難しいと言いかえられるのかなと思いますし、職務発明に関する取決めの協議の作業負担、これも要するにどうやって決めていくか、調整あるいは話し合いが大変である、なかなかまとまらないという意味を作業負担が過大という形でまとめているのだと思います。

各企業が非常に悩まれていることがうかがえるわけで、今回、知財分科会としてのとりまとめの中にも職務発明制度の見直しを前倒しで検討するということが盛り込まれました。大変結構なことでありますので、今回のアンケート結果を踏まえて、企業が抱える課題、問題について何らかフォローできるような形で見直しを急いでいただきたい。これは私からの注文であります。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

末永委員。

○末永委員 今、職務発明の話が出ましたので、ここは言わなければいけない立場にございます。

発明者帰属から、今回、法人帰属へと変わる。法律の目的を変えるような大きな転換であると思われます。そのためには特に労働法の視点から労働者の権利保護がきちんとなされるのかについて、もう少し検討していただきたいと思っています。

もう一つございまして、法人帰属にしたところで、国際競争力がつくのか、国際競争力がつくという観点から法人帰属にするということでございますが、単に諸外国がそうだからというのではなくて、どうして国際競争力がこれによってつくのかについて説明をいただかないと納得がいかないと思われます。先ほど報奨金の話で作業の手間というのがありましたが、これがどういうふうに国際競争力に結びつくのか、また、法人帰属にどうむすびつくかという点についてという点について、もう少し明らかにしていただければと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

長官、何かありますか。

○羽藤長官 委員の皆様のお考えやご意見をもっといただいてから、と思います。

○野間口分科会長 それでは、時間の許す限り皆様方から御意見を賜りたいと思います。

間塚委員、どうぞ。

○間塚委員 J I P Aの間塚でございます。

パブリックコメントに対しましては、J I P Aは各施策に賛成ということ、それから各施策を進める上でこれからも具体的な意見を出させていただきたいということを出させていただきました。

それから、意匠小委員会につきましては、今後の検討について要望を提出させていただいております。

それから、職務発明ですが、アンケート結果とJ I P Aの認識は一致していると思います。研究開発はチーム全体で奨励していくのだ、進めていくのだということの重要性を改めて認識いたしまして、是非改正をお願いしたいと思います。以上です。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

古谷委員。

○古谷委員 御指名ありがとうございます。

「知的財産立国」が叫ばれて久しくなるわけですが、我が国の産業経済を再生させるためには、何といても世界最速最高品質の知財制度を構築することが肝要かと思っております。そのためには、制度インフラはもとより、人的なインフラも必要であり、その両面をもって我が国の知財制度を是非推し進めていただきたい。それをASEAN諸国その他への審査協力などに是非使っていただき、我が国の知財制度復活のために、再興を促したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

高山委員。

○高山委員 2点コメントをさせていただきます。

まず営業秘密の保護の強化について盛り込んでいただきまして、ありがとうございます。日本企業の権利のために、裁判制度などを安心して用いることができるような施策の推進を是非お願いしたいと思います。とりわけ私は刑事法の専門ですので、諸外国においても必ずしも多くない刑事訴追例などにつきまして比較法的な検討を進めていただいて、諸国と日本が共通に持っている問題点とか課題、工夫の余地などについて、今後の検討を期待したいと思います。

もう1点は、人材養成とも関係いたしますが、弁理士制度についてです。弁理士制度小委員会の報告書をざっと拝見させていただきましたが、この中では弁護士制度とのリンクをどのように考慮されているのかというのが必ずしもはっきりしないところがあったなと思います。例えば秘匿特権につきましては、弁護士についても現時点では必ずしも十分に認められていないことが問題とされていると存じております。また、非弁理士活動の規制につきましても、非弁護士活動の規制とパラレルな点がございますので、関連する、例えば最高裁とか法務省とも連携した上で制度を考えていただくほうがいいかなと思いました。

あと、法科大学院の教授の立場での感想ですが、京大のロースクールには弁理士資格を持って入学してくる方がいらっしやいまして、非常に皆さん優秀です。司法試験もすぐに受かってしまうという感じで、印象では優秀でない弁護士よりも優秀な弁理士のほうがはるかに仕事ができるということです。弁理士制度の見直しにつきましても、規制を厳しくして質を保つということよりも、むしろ弁理士という職業をより魅力的なものにすることによって優秀な人材を多く集め、変な弁護士が職務をカバーしてしまわないようにすることも必要ではないかなと思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 大変貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

君嶋委員、どうぞ。

○君嶋委員 「とりまとめ」(案)、こちらでの議論を上手にまとめていただきまして、ありがとうございます。オープン、クローズ戦略につきまして、前にも一度発言をさせていただきましたが、オープンにする部分と、クローズ、営業秘密の保護強化などをしていく部分のバランスというものをお願いしたいと指摘しまして、それを入れていただきまして、ありがとうございます。

これは職務発明とも関連してくると思うのですが、発明に対する権利が企業なり研究機関なりに帰属し、その発明がクローズドのまま保持されていても、その企業内でしっかり活用される、あるいは活用されている他の技術を防衛する、周りを固める技術であるということであれば、社会全体にとっても役に立っていると思います。一方で、権利は持っているけれども、その企業は使う予定は全くありません、今やっている事業とも関連してありませんというような技術について、とりあえず「わが社に帰属しているので（特許出願もせず営業秘密の厚い保護の下で）放っておけばいい」というビジネス判断をしますと、その技術は死蔵されてしまって、社会で活用されません。ほかの企業が活用すれば社会において十分役立つ技術であるのに、一企業のビジネス判断で社会に出てこないことのないように、是非、制度設計のときに工夫していただけるとありがたいと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

片山委員。

○片山委員 全般に、方向性がそれぞれの問題について出ている報告書で、結構なことだと思います。

この報告書の前段にありましたとおり、世界でそれぞれの知財のシステムの制度間競争が起こっているというのは間違いないことだろうと思います。その中で日本の制度をより良いものにしていく、職務発明等についてもそういうような視点から見るべき話であろうと考えます。

その意味では、最後にあります諸外国で生じている課題への対応、特に新興国の問題です。これは外国のことですので、交渉があつて難しいことだとは思いますが、日本の企業が直面している困難を考えると、是非力を入れてやっていただきたいと思います。

それから、国内の制度でこれからの検討課題ですが、権利行使についての国際的な観点からの制度間競争というのが起こってきております。ヨーロッパは御存じのとおり一つの

大きな方向性を示していこうとしておりますので、日本について今後これをどう考えるのか、今後の課題として御検討いただければと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

竹中委員、どうでしょう。

○竹中委員 グローバル化に対応した、特にグラフィックインターフェースの意匠法による保護ところについて早急に対応していただいて、すばらしい内容になっていると思います。私が望むこととしましては、将来的には、審査も早く、精度がいいということで、外国出願人がむしろ自国よりも日本で出願して審査してもらいたいと思うような制度にしてもらいたいと思います。私はシアトルのワシントン大学に所属しているので知っていますが、例えば韓国特許庁のトップの方々がマイクロソフト等の近隣企業に来て、韓国特許庁で審査させてくださいとアピールしております。日本の特許庁も世界にアピールして頂き、日本のためだけではなくて、世界から出願を呼べるような制度にしていいただければなと思います。

○野間口分科会長 ほかに御意見ありませんでしょうか。

林委員、どうでしょう。

○林委員 この「とりまとめ」(案)につきましては、日弁連でも各ポイントについて意見書を出させていただきまして、それぞれ取り入れていただいたことに感謝申し上げます。

先ほど、だめな弁護士という話もありましたが、いずれの資格におきましても玉石混淆ということはございます。それについてのセーフティネットになるのが各士業における自浄作用であると思っております。自慢ではございませんが、弁護士会のウェブサイトをご覧いただきますと、毎月のように懲戒処分や業務停止になった弁護士名を公開しております。また、会報においても常にそういう告知があります。

多分、弁理士会におかれましても、このほどガバナンスの強化ということを挙げておられますので、弁理士使命の明確化とあわせて、そういったことをなさっていられるものと存じております。

また、今回の使命条項というものは、決して業務範囲には影響しないものだということの特許庁、弁理士会に御確認いただいておりますので、私どもも知財分野の専門家の一つといたしまして、弁理士会と協力して、今後も特に地方や中小企業など、まだまだ知財の活用や侵害対策の点でも支援が足りない部分について、弁護士知財ネットなどの実働部隊を通じて全国的な支援をしていくつもりでございますので、引き続きどうぞよろしくお願い

いいいたします。

○野間口分科会長 長岡先生、いかがでしょう。

○長岡委員 ありがとうございます。

既に御指摘があったと思いますが、目標はすごく高く、「世界最速・最高品質」ということで、当然資源が必要でありまして、そういう意味で、予算のポイントが書いてありますが、審査がますます重要になっているということで、審査官の充実、それから、情報インフラというのは発明者とか弁理士の方にも非常に公共財として役に立ちますので、そういうところで予算を惜しみなく執行されることを期待させていただきます。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

大淵先生、どうでしょう。

○大淵委員 この「とりまとめ」(案)という形で、非常に多面的に検討した上で、要所要所でクリアな方向性を出していただいて、大きな成果が、何度も繰り返した議論の中で出てきたのではないかと思います。これはいろいろな意味で大きな成果であって、日本の知財制度が大きな一歩を踏み出したという、重要な節目を迎えたのではないかと思います。

このように、ここで青写真ができたわけですから、是非ともこの内容を確実に、具体的な成果に結びつけるようにしていただければと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

沖野先生、いかがでしょう。

○沖野委員 特段付け加えることはないのですが、この段階で何を課題として、具体的にいつまでに、どういうことをやるかということが、今回、より一層明確にされたと思われまして、適切な報告書だと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

土肥委員、どうでしょう。

○土肥委員 この二つの報告書、意匠制度、それから弁理士制度、いずれも従来から懸案だったところについて適切に、集中的な議論をなさったのだらうと思いますが、よくまとめていただいていると思います。弁理士試験については、まさに人的な資源の問題になるわけでありまして、どういう方々に弁理士試験にトライしてもらって、知財を支えてもらえるか、こういう重要な試験ですので、具体化に当たっては、まだこれから検討を進められるようでございますが、遺漏のないような形でやっていただければと思います。

それから、デザインですが、なかなか難しい問題がまだ残っているようではあります、

クリアランスシステムというのでしょうか、そのところが一つ大きなネックになっているのだらうと思いますが、これは序のみならず、こういう制度を支える全体でここを突破していただければと思います。

我々の知財分科会の報告書については、先ほども御指摘がありましたが、いわゆるタイムスケジュールもきちんと書いていただいて、非常に結構だと思います。まだ職務発明に関しては結論が出ていないようではありますが、これについては若干、私自身は懸念しているところがあります。

つまり、使用者側にトランザクションコストがかかるという理由のみで制度の根本を変えていいのかということですね。もともとこれは企業が儲かっていなくてコストがかかるという話ではなくて、従業者の発明によって十分に儲かっているわけです。「相当の対価」といいますが、企業に十分な利益があって、そのうちの「相当の対価」なわけでありまして、前回の法改正で、「相当の対価」については合理的な手続でそこを決めるのであれば見るという法改正をやったばかりでありまして、立法事実としてどういうものがあるのかというと、今のところユーザーとしての企業の声が非常に大きいように思いますが、背後には物言わぬ研究者も非常に多いのではないかと思います。この部分については、まさに特許制度、こういうものをどう考えていくのか、特許を受ける権利の帰属をどう考えていくのか、ここは非常に慎重にやっていただく必要があるだらうということでございます。

そのところは、恐らく十分慎重に考えておられるがゆえに結論を出しておられないのだらうと思いますので、そこは是非期待して見守りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

せっかくですから、永野委員と宮川委員、一言ずついただいて。

○永野委員 とりまとめにつきましては、多くの委員の方から御発言がありましたとおり、多角的かつ実証的な観点でまとめておられますし、ここでの議論を反映し、またパブコメに対しても配慮されているということで、全体として大変バランスがとれて、その中でもプライオリティーを明確にした、よい報告書になっているのではないかと思います。私はこのとりまとめに異論はございません。以上です。

○宮川委員 御指名ありがとうございます。

各委員から出ております御意見に特に付け加えることはないのですが、非常に分かりやすくこれまでの議論をまとめていただいて、大変感謝しております。先ほども林委員から

発言がありましたように、知的財産を担う人材の弁護士と弁理士、権利を生み出す局面、そして権利を利用し、執行していく局面で、それぞれ得意分野がありますので、両士業が手を携えてこの制度の推進に協力していきたいと思っております。以上です。

○野間口分科会長 宮島委員、遅れて参加されたようですが。

○宮島委員 拝見して、非常にいいとりまとめをありがとうございました。あとは、これをいかに実現していくかというところだと思います。パブリックコメントにもありますように、例えば知的財産を扱う人材の育成というのは、みんなが志して大事だと思っても、実際に重要性を本当にわかってもらうことは、口では言っているけれども難しいところなのかなと思います。ですから、具体的に研修とか、そういう形もありますし、いい例の共有とか、とにかく出前も含めて出張って行って、いろいろな人に知的財産を尊重することでこんなにいいことがあるのだということを分かってもらうように、積極的な展開が必要だと思います。

それぞれの組織で知的人材が育ったとしても、例えば金融機関の中で、融資を担当する人にその重要性が伝わらなければ、結局は知的財産の融資に活かされないということもあると思いますので、いろいろなインセンティブのつけ方を工夫しながら、知的財産に理解がある人を増やすことが、口で言うのは簡単だけれども、大変で、重要なことだと思います。

○野間口分科会長 ありがとうございました。

まとめと検討の内容は良いとして、具体的な進め方についていろいろな御意見を賜ったと思います。

本日事務局から説明のありました意匠制度小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」及び弁理士制度小委員会報告書「弁理士制度の見直しの方向性について」、皆さん方から今後この内容を踏まえてしっかりと実行に移すようにという御意見を賜ったと思いますが、報告書として了承していただけたものとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○野間口分科会長 ありがとうございました。

続きまして、皆様の御意見を過去、何回もいただいてとりまとめました、この分科会としての「とりまとめ」（案）の修正内容についても、大方の皆様方から御賛同いただいたと思いますが、御了解いただいたものとさせていただきます。

最後であります、職務発明制度に関しましては事務局からのアンケートの報告がありました。本件に関しては産業界あるいは研究者から高い関心が寄せられておりまして、今日も土肥委員、末永委員からの御意見もございましたが、そういったものも踏まえまして、できるだけ早い時期にしっかりとした結論を出すべく、特許制度小委員会を開催して集中的に検討を進めていただきたいと思います。特許制度小委員会の委員長の大淵先生、よろしくお願いいたします。皆様方、それでよろしいでしょうか。

それでは、小委員会で検討を引き続きよろしくお願いいたします。

最後に特許庁長官より御挨拶を賜りたいと思います。

○羽藤長官 委員の皆様におかれましては、御多忙の中、昨年の秋以来この審議会のためにお時間を賜りまして、議論を重ねてくださいましたことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

あわせて、本日もグラフィックユーザーインターフェース、職務発明、それから権利行使の点、審査の迅速化、中小企業の知財活用、営業秘密、いろいろな御意見を賜りましたが、この報告書の中で法改正に関係する事項として「今次通常国会に提出すべく速やかに準備を進める。」とありますことは、早速具体的に必要な手続をとってまいりたいと考えております。

また、今日の御意見を踏まえまして、職務発明については、今、分科会長からお話がありましたように、特許制度小委員会での議論を集中的、精力的にお願いしたいと思っておりますし、そのほかの点につきましても関係する経済産業省の省内部局とも連携をとりながら具体的な解決策を導いていきたいと思っております。その過程におきまして、引き続き、本日御参画の委員の皆様を始めとして関係の方々に御協力をお願いすることがあると思いますが、あらかじめ、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私自身、個人的な思いを申し上げることは控えるべきかもしれませんが、今日も御議論がございました。世界から出願を呼べるような制度にというお言葉をいただきましたことが非常に印象的でありますし、私自身もそのことを大事にしなければいけないなと思っております。

御案内のとおり、我が国はアメリカとの間でいわゆる管轄合意というところまでは至っておりませんし、実はW I P Oのホームページなどを見ますと、国際調査レポートを最も、ある意味では迅速に、効率的に、「早くて安くて美味しい」という言葉がありますが、そういう意味でクオリティーの高いものを提供できるのは、ほかならぬ日本の特許庁であると

自負はしております。しかし、そのようなチャンスがなく、このこと一つをとりましても、これまで私どもは、皆様の御協力をいただきながら審査の迅速化、効率化ということを最優先課題で取り組んでまいりましたし、ここに同席しております木原技監を始めとして、特許庁の審査官、もちろん特許、実用新案だけではなく、商標や意匠の審査官もそれぞれ、一生懸命仕事をしてまいりまして、迅速化に努めてまいりました。おかげさまで12年前に立てた目標は達成するめどを、この3月末時点ですが、つけつつあります。同時に、改めてこれからのことを考えますと、やはり世界から出願を呼べるような特許庁でありたい。そしてそのことが日本の産業界、大企業のみならず中小企業、あるいは個人の事業者も含めてサポートができるような制度やシステムを運用してまいりたいと考えております。

その意味では、今日まとめていただきましたこと、繰り返しですが、法改正事項については速やかに所要の手続をとらせていただく、また、そのほかにつきましても、是非これからも皆様のお力を拝借しながら、特許のシステムが皆様のお役に立てる、そして世界から出願を呼べるような、そういうものを目指して頑張ってまいりたいと思っております。

事務方を代表しまして、そういう思いであるということ、一つの節目に当たりまして、個人的な思いも大分入っておりますが、申し上げた次第でございます。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。御協力ありがとうございました。

○野間口分科会長 ありがとうございます。

委員の皆様方の御意見を受けとめて、しっかり特許庁として施策の推進に向けて取り組んでいくという長官のお話をいただきました。分科会といたしましても、このとりまとめが今後の我が国のグローバルな意味での存在感の発揮に貢献できる形でまとまったものと思っております。皆様方の御貢献に対しまして心から御礼を申し上げます。

それでは、以上をもちまして、産業構造審議会第5回知的財産分科会を閉会いたします。長時間御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

4. 閉 会

<この記事に対するお問い合わせ先>

- ・ 特許庁総務部企画調査課
- ・ TEL:03-3581-1101 内線 2154

- FAX:03-3580-5741
- E-mail:[お問い合わせフォーム](#)